

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年6月28日

琴浦町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間		実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無			
	○			琴浦町大字光好、鋤地内	無	令和6年度	～ 令和6年度	下光好集落協定
	○			琴浦町大字笹津、光、八幡、湯坂地内	無	令和6年度	～ 令和6年度	赤碓水土里中山間協定